

議第94号

滋賀県が改定する湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画に同意することにつき同意を  
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成22年9月10日

草津市長 橋 川 涉

滋賀県が改定する湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画に同意することにつき  
同意を求めることについて

水道法（昭和32年法律第177号）第5条の2第2項の規定に基づき、湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画の改定について滋賀県知事から協議があったので、これに同意することにつき、議会の同意を求める。

## 記

### 湖南水道広域圏に係る広域的水道整備計画

#### 1 水道の広域的な整備に関する基本方針

##### (1) 計画目標

この計画は、滋賀県水道整備基本構想に基づき、計画区域内における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な水道水の利用を図り、将来にわたり県民が等しく安全で安定した給水を得られるための施設整備と管理体制の確立を図ることを目標とする。

##### (2) 目標年度

この計画の目標年度は、平成27年度とする。

#### 2 広域的水道整備計画の区域に関する事項

##### (1) 計画区域

計画区域は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、東近江市（旧湖東町、旧愛東町を除く）、日野町、竜王町、甲賀市の8市2町とする。

##### (2) 需要水量と供給水量の見通し

平成27年度における計画区域内の人口は705.3千人と推計され、これに必要な水量は1日325.5千 $m^3$ と見込まれる。

この需要水量に対して、供給水量は県営水道用水供給事業より198.8千 $m^3$ 、市町等の自己水源より164.3千 $m^3$ の合計363.1千 $m^3$ であり、需要水量に対する供給水量を確保できる見通しである。

### 3 根幹的水道施設の配置、その他の基本的事項

#### (1) 施設整備に関する事項

##### ア 水道用水供給事業

滋賀県企業庁は、南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を統合し、湖南水道用水供給事業（仮称）を創設する。

この統合により、浄水場運転管理業務を吉川浄水場において一元管理するとともに、3浄水場を結ぶ連絡管を利用して、用水の常時相互融通を図る。

給水対象	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、東近江市（旧湖東町、旧愛東町を除く）、日野町、竜王町、甲賀市
計画1日最大給水量	198.8 千m <sup>3</sup> /日
水源	琵琶湖および野洲川

(ア) 滋賀県企業庁は、既存基幹施設の耐震化対策を実施する。

(イ) 滋賀県企業庁は、吉川浄水場に自家発電設備を整備し、停電時の対策強化を図る。

##### イ 上水道事業および簡易水道事業

(ア) 市町水道事業者は、水需要に対応した施設の整備を行う。

(イ) 市町水道事業者は、水道事業の財政収支計画および更新計画により、老朽化施設の計画的かつ効率的な更新を行う。

(ウ) 市町水道事業者は、地震等の災害時に備えて、既存基幹施設の耐震化等を地域の実情にあわせて進めるものとする。

#### (2) 維持管理に関する事項

##### ア 施設管理

滋賀県企業庁および市町水道事業者は、施設管理水準の向上に努めるとともに、老朽管の布設替え等の漏水防止対策事業を推進する。

##### イ 水質管理

滋賀県企業庁および市町水道事業者は、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を行うため、各段階での危害評価および危害管理を行う水道システムの構築に向けた水安全計画の策定を図る。

##### ウ 危機管理

滋賀県企業庁および市町水道事業者は、危機管理体制の充実を図るとともに、災害時に備えた水道事業者間の相互協力体制を強化する。

(3) 財政等に関する事項

滋賀県企業庁は、南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業との事業統合により経営の効率化を推進する。

また、市町水道事業者は、経営基盤の弱い簡易水道等について、上水道への統合による経営の一元化を図り、経営基盤の強化に努める。